

国の動き・・・グリーン購入法と省エネ改正法

- ◎国が物品を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入（**グリーン購入**）しなければならないとともに、国民や事業者へ教育活動や広報活動を通じて理解を深めることに努めることになっています。
- 国は、グリーン購入の推進のために、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を閣議決定しています。
- また、地方公共団体も国に準じて、グリーン購入に努めることになっています。
- 事業者**や**国民**は、努力規定となっているが、ISO14000等を認証取得しているなどの環境意識の高い事業者は、この法律に準じて、グリーン購入を推奨しているところが多いです。

グリーン購入に基づく特定調達品目に、「高日射反射率塗料」の品目が新たに登録されました。

これにより、「**エコ遮熱シールドK**」の製品は**グリーン購入に基づく特定調達品目の対象となりました。**

塗料	下塗用塗料 (重防食)	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機 溶剤型の路面 標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。
	高日射反射率 塗料	【判断の基準】 ○明度L*値が40.0以下の場合は、近赤外域における日射反射率が40.0%以上であること。明度L*値が40.0を越す場合は、近赤外域における日射反射率(%)が明度L*値の値以上であること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602による。

【判断の基準】は、製品・塗装仕様・色相・塗装部位によって対象外となる場合があります。対象となるためには、次の4つの条件を全て満たすことが必要です。

①対象となる製品であること②対象となる組み合わせであること(必要な場合)
③対象となる色相であること④対象となる部位に塗装すること

新たに追加
された項目

※「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」143 Pより、塗料に関する記載項目を抜粋

- ◎事業者様(チェーン店も含む)として省エネ対策を行っていかねばならない時代に突入しています。
- 『エコ遮熱シールドK』は**省エネ改正法対策**にもお勧め出来ます。

- ◎各事業者様や家庭にまで電気代アップの波が押し寄せてきてます。
- 室内温度が緩和され空調使用量を削減出来る『エコ遮熱シールドK』は非常に魅力的な商材です。



実証番号 051-0958

環境実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省による保証・認証・認可等を謳うものではありません